

平成 29 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 4 号

専決処分の報告について

函館市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

平成 29 年 5 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例等の一部を改正する条例

(函館市税条例の一部改正)

第 1 条 函館市税条例（昭和 25 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 4 項中「第 27 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（」に、「ものおよびその時まで提出された第 27 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書および第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 27 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 27 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 26 条第 6 項中「第 27 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（」に、「

ものおよびその時まで提出された第27条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書および第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが相当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第27条の2第1項の規定による申告書

(2) 第27条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第26条の7第1項中「第26条第4項の申告書」を「第26条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に改める。

第38条の4中「、法第349条の3の2第1項および第2項、法第349条の4または法第349条の5」を「または第349条の3の4から第349条の5まで」に、「当該各条」を「、法第349条の3または第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条に次の2項を加える。

2 法第349条の3の2第1項の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第38条の2および法第349条の3第12項の規定にかかわらず、法第349条の3の2第1項に定める額とする。

3 法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第38条の2および前項ならびに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、法第349条の3の2第2項に定める額とする。

第40条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項ならびに第15条の3の2第4項および第5項」に改め、同条

第1項各号列記以外の部分中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項ならびに第15条の3の2第4項および第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第40条の3の見出し中「あん分」を「^{あん}按分」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の後ろに「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第54条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第54条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に、「第352条の2第6項」を「同条第6項」に、「第352条の2第7項」を「同条第7項」に改める。

第54条の2第1項各号列記以外の部分中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の後ろに「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の後ろに「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第8条の2の2の次に次の1条を加える。

（読替規定）

第8条の2の3 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第38条の4第1項中「

または第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、
「もしくは第349条の3の4から第349条の5までまたは法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第8条の3第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第11項を削り、同条第12項を同条第11項とする。

附則第8条の4第1項各号列記以外の部分中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲

げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所，氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては，住所および氏名または名称）
- (2) 家屋の所在，家屋番号，種類，構造および床面積
- (3) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には，3月以内に提出することができなかつた理由

6 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所，氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては，住所および氏名または名称）
- (2) 家屋の所在，家屋番号，種類，床面積および人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用および令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には，3月以内に提出することができなかつた理由

附則第 8 条の 5 第 3 項各号列記以外の部分中「^{あん}按分」を「按分」に改める。

附則第 1 4 条の 2 第 1 項中「次項から第 4 項まで」を「以下この条」に改め、同条第 3 項中「次項」を「以下この条（第 5 項を除く。）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

5 法附則第 3 0 条第 6 項第 1 号および第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 6 5 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 0 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 1 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 3 0 条第 7 項第 1 号および第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 6 5 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 0 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 1 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 3 0 条第 8 項第 1 号および第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 6 5 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 0 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 1 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第15条を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第15条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第66条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第67条および第68条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第15条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

(函館市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 函館市税条例の一部を改正する条例（平成26年函館市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表左欄中「第65条第2号ア（イ）の項」を「第2号

ア（イ）の項」に、「第65条第2号ア（ウ）の項」を「第2号ア（ウ）の項」に改め、同表中欄中「第65条第2号ア（イ）」を「第2号ア（イ）」に、「第65条第2号ア（ウ）」を「第2号ア（ウ）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第38条の4および附則第8条の2の3（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。次項および次条第2項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（次項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第40条の3第2項および第54条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）

第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを函館市税条例第66条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（函館市税条例第67条および第68条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(函館市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 函館市税条例等の一部を改正する条例（平成29年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち函館市税条例附則第14条の2の見出しおよび同条第

1 項の改正規定中「， 「（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を削り」を削る。

第 2 条のうち函館市税条例附則第 1 4 条の 2 第 2 項から第 4 項までを削り， 同条の次に 5 条を加える改正規定の次に次のように加える。

附則第 1 5 条を次のように改める。

第15条 削除